

香川県明るい選挙推進協議会

日時 令和5年1月17日（火）午前10時00分

場所 香川県庁北館3階 304会議室

議 題

- 1 統一地方選挙におけるキャッチコピーの選定について

- 2 その他

配付資料

資料1	香川県議会議員選挙の概要	1
資料2-1	統一地方選挙におけるキャッチコピー募集	5
資料2-2	キャッチコピー応募集計結果	7
資料2-3	統一地方選挙におけるキャッチコピー（案）	8
資料2-4	過去の選挙におけるキャッチコピー一覧	9
資料3	香川県明るい選挙推進協議会会則	11
資料4	香川県明るい選挙推進協議会委員名簿	12
資料5	香川県明るい選挙推進協議会における会議資料・会議録の公表方法	13

令和5年執行香川県議会議員選挙の概要

香川県選挙管理委員会

1 任期満了日

令和5年4月29日

2 選挙区及び選挙すべき議員の数（公選法第15条、定数条例）

選挙区名	区域	定数
高松市選挙区	高松市の区域及び香川郡直島町の区域	15
丸亀市選挙区	丸亀市の区域	4
坂出市選挙区	坂出市の区域及び綾歌郡宇多津町の区域	3
善通寺市選挙区	善通寺市の区域	2
観音寺市選挙区	観音寺市の区域	3
さぬき市選挙区	さぬき市の区域	2
東かがわ市選挙区	東かがわ市の区域	2
三豊市選挙区	三豊市の区域	3
木田郡選挙区	木田郡の区域	1
小豆郡選挙区	小豆郡の区域	2
綾歌郡選挙区	綾歌郡綾川町の区域	1
仲多度郡第一選挙区	仲多度郡琴平町及びまんのう町の区域	2
仲多度郡第二選挙区	仲多度郡多度津町の区域	1
計		41

3 選挙の期日等（特例法第1条、第2条）

第20回統一地方選挙として執行される予定。選挙の期日及び告示日は以下のとおり。

選挙の期日の告示日 令和5年3月31日（金）

選挙の期日 令和5年4月9日（日）

4 被選挙権（公選法第10条、第11条、第11条の2、第252条、政治資金規正法第28条）

香川県議会議員の選挙権を有する年齢満25年以上の者

ただし、欠格要件に該当する者は除く。

5 立候補届出期間（公選法第86条の4）

選挙の期日の告示日（令和5年3月31日（金））

ただし、補充立候補の場合は、選挙の期日前3日（令和5年4月6日（木））まで

6 供託金（公選法第92条）

60万円

7. 選挙運動（主なもの）

（1）選挙運動の期間（公選法第129条）

立候補届出のあった日から選挙の期日の前日まで（9日間）

（2）選挙事務所の数（公選法第131条）

1箇所

（3）自動車、船舶及び拡声機の使用（公選法第141条、公営条例第2条）

① 自動車1台又は船舶1隻及び拡声機1そろいを使用できる。

ただし、拡声機については、個人演説会（演説を含む。）の開催中、その会場において別に1そろいを使用できる。

② 自動車の使用については、供託物が没収されない場合、一定額の範囲内で県が経費を負担する。

（4）文書図画の頒布（公選法第142条、公営条例第6条）

① 通常葉書 8千枚以内（無料）

② 選挙運動用ビラ 1万6千枚以内

（県選管交付の証紙を貼付した2種類以内で、新聞折込み、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場又は街頭演説の場所における頒布の方法に限られる。規格等に制限がある。作成については、供託物が没収されない場合、一定額の範囲内で県が経費を負担する。）

（5）インターネット等を利用する方法による文書図画の頒布（公選法第142条の3、第142条の4、第142条の5、第142条の6、第178条）

ウェブサイト等を利用する方法及び電子メールを利用する方法に大別される。

ア ウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布

ウェブサイト等を利用する方法（インターネット等を利用する方法のうち電子メールを利用する方法を除いたものをいう。）により、選挙運動用文書図画を頒布することができる。

候補者・政党等のみならず、一般の有権者も頒布することができる。

イ 電子メールを利用する方法による文書図画の頒布

電子メールを利用する方法（SMTP方式及び電話番号方式を用いるものをいう。）により選挙運動用文書図画を頒布することができるが、以下のような制限がある。

- a 候補者・政党等に限って頒布することができる。(一般の有権者は引き続き禁止)
- b 送信先に一定の制限がある。
選挙運動用電子メール送信者に対し電子メールアドレスを自ら通知した者のうち、
 - ・ 選挙運動用電子メールの送信の求め・同意をした者
 - ・ 政治活動用電子メールの継続的な受信者であって、選挙運動用電子メールの送信の通知に対し、送信しないよう求める通知をしなかったもの
に対してのみ送信できる。

(6) 文書図画の掲示(公選法第143条、第144条の2、ポスター条例第1条、公営条例第9条)

- ① ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類
選挙事務所、自動車(船舶)及び個人演説会につき掲示できる。
ただし、規格、枚数等に制限がある。
- ② 選挙運動用ポスター
 - ア 公営ポスター掲示場のみに掲示できる。
 - イ ポスターの作成については、供託物が没収されない場合、一定額の範囲内で県が経費を負担する。

【参考】過去の選挙におけるポスター掲示場の設置箇所数

令和4年8月28日執行香川県知事選挙	2,780箇所
平成31年4月7日執行香川県議会議員選挙	2,864箇所

(7) 新聞広告(公選法第149条)

2回以内(有料)

(8) 公営施設使用の個人演説会(公選法第161条、第163条、第164条)

- ① 開催日前2日までに申出
- ② 同一施設ごとに1回を限り無料

(9) 街頭演説(公選法第164条の5、第164条の6、第164条の7)

- ① 県選管交付の標旗を掲出
- ② 選挙運動に従事する者は腕章を着用した15人以内
- ③ 午前8時から午後8時まで

(10) 車上の連呼(公選法第140条の2)

午前8時から午後8時まで

(11) 選挙公報（公選法第172条の2、公報条例）

- ① 字数制限なし
- ② 内容に図表、図画等を使用できる。
- ③ 掲載文の申請期限は、選挙の期日の告示日

8 法定選挙運動費用（公選法第194条、公選法施行令第127条）

$$\frac{\text{当該選挙区内の選挙人名簿登録者数}}{\text{当該選挙区内の議員定数}} \times 83 \text{ 円} + 390 \text{ 万円}$$

9 法定得票数（公選法第95条）

$$\frac{\text{当該選挙区の有効投票の総数}}{\text{当該選挙区内の議員定数}} \times 1 / 4$$

10 供託金没収点（公選法第93条）

$$\frac{\text{当該選挙区の有効投票の総数}}{\text{当該選挙区内の議員定数}} \times 1 / 10$$

法令等の略称は、次の例による。

公選法……………公職選挙法

公選法施行令……公職選挙法施行令

特例法……………地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

定数条例……………香川県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例

公営条例……………香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

ポスター条例……香川県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例

公報条例……………香川県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例

第20回統一地方選挙〔香川県議会議員選挙・市長・市町議会議員選挙〕

キャッチコピー募集!

募集内容

来年春に行われる予定の「第20回統一地方選挙」のキャッチコピー（統一標語）を募集します。

最優秀作品は、啓発用ポスターや立看板などの啓発資材に広く活用させていただきます。

応募資格

香川県に在住している方

応募方法

裏面の応募様式に記入し、郵送（当日消印有効）、FAX
または、E-mail、専用フォームからご応募ください。

募集締切

令和4年12月23日（金）必着

入賞商品

最優秀賞（1点） QUOカード（1万円相当）及び賞状
優秀賞（3点） QUOカード（3千円相当）及び賞状

※作品の選考は1月中に行い、入選者に直接連絡します。

※入賞者された方につきましては、3月下旬に表彰式を行います。

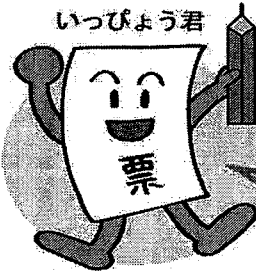
応募上の注意

- ・一人何作品でも応募できますが、自作で未発表のものに限ります。
- ・入選作品の著作権は、本募集事業の主権者に帰属します。
- ・応募いただいた皆さまの個人情報は、キャッチコピーの選考や結果発表、選挙啓発事業のみに使用します。

※入賞した場合、「あなたの考えた作品」及び受賞者の個人情報【住所（市町名のみ）、氏名（ふりがな）、年齢（受賞者決定時点）及び学校名・学年（児童・生徒・学生のみ）】を報道機関に提供します。

※応募があった時点で、上記の項目を報道機関に提供することに同意したものとします。（未成年の方は、保護者の了承を得てから応募してください。）

イメージキャラクター
いっぴょう君



みんなで選挙への参加を呼びかけよう!

応募専用フォームはこちら



お問い合わせ先

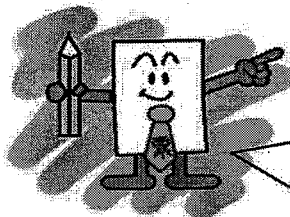
香川県選挙管理委員会事務局 TEL: 087-832-3088 FAX: 087-831-4358
〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 E-mail: senkyoi@pref.kagawa.lg.jp

香川県選挙管理委員会・香川県明るい選挙推進協議会 主催



応募用紙

あなたの考えた作品				
作品の簡単な説明				
住 所	〒 市・町			
ふりがな氏名	生年月日		年	月 日
	電話番号			
※児童・生徒・学生のみ	学校名			学 年



応募先はこちら 香川県選挙管理委員会事務局
 ・持参、郵送：〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
 ・FAX : 087 - 831 - 4358
 ・E-mail : senkyoi@pref.kagawa.lg.jp



応募専用フォームはこちら

(参考) 過去の地方選挙等のキャッチコピー (統一標語)

過去の地方選挙		キャッチコピー (統一標語)
令和4年8月28日	香川県知事選挙 香川県議会議員補欠選挙	小さい県 あなたの1票 大きいけん
平成31年4月7日 平成31年4月21日	統一地方選挙	伝えなきゃ! 自分の思いを 投票で
平成30年8月26日	香川県知事選挙 香川県議会議員補欠選挙	待っとるけん! あんたの一票 待っとるけん!
平成27年4月12日 平成27年4月26日	統一地方選挙	その一票 香川の未来を あなたが決める
平成26年8月31日	香川県知事選挙	もうすんだ? わたししゅくだい ママとうひょう

キャッチコピー応募集計結果

資料 2-2

○第20回統一地方選挙(香川県議会議員選挙、市長・市町議会議員選挙)

【単位:人】

年齢	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	不明	合計
合計	5	392	4	7	14	4	7	2	1	436

応募作品数	580 作品
応募人数	436 人

小学生	中学生	高校生	大学	その他	合計
15	277	104	2	38	436

郵送・通送	電子申請	FAX	メール	合計
339	54	41	2	436

選挙名		標語
令和4年8月28日	知事	小さい県 あなたの1票 大きいけん
令和4年7月10日	参議院	伝えよう 自分の考え 未来のため
令和3年10月31日	衆議院	信じよう、あなたの一票、その力
令和元年7月21日	参議院	新しい 時代を創る この一票
平成31年4月7日、21日	統一	伝えなきゃ! 自分の思いを 投票で
平成30年8月26日	知事	待っとるけん! あんたの一票 待っとるけん!
平成29年10月22日	衆議院	わたしの想い 形にしよう この一票
平成28年7月10日	参議院	まず一票 18からの 意思表示
平成27年4月12日、26日	統一	その一票 香川の未来を あなたが決める
平成26年12月14日	衆議院	その一票 日本の未来へ 架かる橋
平成26年8月31日	知事	もうすんだ? わたししゅくだい ママとうひょう
平成25年7月21日	参議院	投票は あなたが主役の 国づくり
平成24年12月16日	衆議院	いい国へ あなたの思い 伝える一票
平成24年4月10日、24日	統一	ふるさとの 思いをこめて この一票
平成22年8月29日	知事	まず投票 あなたがつくる 香川県
平成22年7月11日	参議院	投票は 次の世代へ 続く道
平成21年8月30日	衆議院	投票は、未来をつくる 第一歩
平成19年7月29日	参議院	一票を 重ねて築く 夢未来
平成19年4月8日、22日	統一	まず投票 あなたが主役の郷土づくり
平成18年8月27日	知事	あなたが決める あしたのかがわ
平成17年9月11日	衆議院	この一票 私にできる 国づくり
平成16年7月11日	参議院	行きまいよ 投票へ! 行ったんな 投票に!
平成15年11月9日	衆議院	さあ行こう 未来を決める あなたの一票
平成15年4月13日	県議会	投票へ 行こう築こう 香川のあした
平成14年8月25日	知事	県民の 願いをこめて この一票
平成13年7月29日	参議院	さあ投票 明るい未来を 築くため
平成12年6月25日	衆議院	一票で ひらくぞ つくるぞ 21世紀
平成11年4月11日	県議会	さあ投票 ひらく郷土の 新世紀
平成10年8月30日	知事	投票で 築くみんなの 香川県
平成10年7月12日	参議院	投票は 一人ひとりの 大きな使命
平成8年10月20日	衆議院	いい国を つくるあなたの この一票
平成7年7月23日	参議院	国政を 築くあなたの この一票
平成7年4月9日	県議会	投票に 託す未来の わが郷土
平成6年8月28日	知事	さあ投票 みんなの参加で 住みよい郷土
平成5年7月18日	衆議院	未来への 願いを託して この一票

選挙名		標語
平成4年7月26日	参議院	よい政治 わたしが築く この一票
平成3年4月7日	県議会	きれいな選挙で 住みよい郷土
平成2年8月26日	知事	県民の 未来を託す この一票
平成2年2月18日	衆議院	ルールを守って きれいな選挙
平成元年7月23日	参議院	さあ投票 きれいな選挙で 国づくり
昭和62年4月12日	県議会	よい人選んで のびゆく郷土
昭和61年8月31日	知事	みんなで投票 築こう香川
昭和61年7月6日	衆参ダブル	大事な一票 あなたが主役
昭和58年12月18日	衆議院	この一票 私の声です 心です
昭和58年6月26日	参議院	この一票 あなたが築く よい政治
昭和58年4月10日	県議会	明るい選挙 みんなで投票
昭和57年8月29日	知事	この一票 明るい選挙 よい政治
昭和55年6月22日	衆参ダブル	きれいな選挙 みんなで投票
昭和54年10月7日	衆議院	ルールを守って きれいな選挙
昭和54年4月8日	県議会	みんなの力で 明るい選挙
昭和53年8月27日	知事	いかそう あなたの一票を

香川県明るい選挙推進協議会会則

(目的)

第1条 本県における選挙啓発事業を推進するため、香川県明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、高松市番町四丁目1番10号香川県庁内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 講演会及び講習会の開催
- (2) 明るい選挙推進のための集会
- (3) 明るい選挙啓発資料の作成配付
- (4) 明るい選挙モニターの設置
- (5) その他必要と認められる事業

(組織)

第4条 協議会は、委員若干名をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なお在任する。
- 4 委員は、選挙管理委員会がこれを委嘱する。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要がある場合、会長がこれを招集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 その他会議の運営に必要な事項は、会議において定める。

(幹事)

第7条 協議会の事務を処理するため、幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、会長がこれを委嘱する。

(事務局)

第8条 協議会の庶務は、県選挙管理委員会事務局において処理する。

(補則)

第9条 この会則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、昭和36年12月20日から適用する。
- 2 香川県公明選挙協議会会則は、これを廃止する。

附 則

この会則は、昭和49年5月9日から施行する。

香川県明るい選挙推進協議会委員名簿

	氏 名	職 名 等
会長	たけ しげ まさ ふみ 武 重 雅 文	香川大学名誉教授
副会長	にし かわ よし こ 西 川 佳 子	香川県連合青年会会長
	あい かわ けい すけ 相 川 恵 祐	日本放送協会高松放送局長
	いの うえ さとる 井 上 悟	高松市選挙管理委員会委員長
	うえ すぎ かつ や 上 杉 克 也	香川県警察本部刑事部長
	お の しゅう いち 小 野 修 一	西日本放送報道制作局長
	かい づ ひろし 海 津 洋	香川県教育委員会教育次長
	くめ い ひろ ゆき 糸 井 弘 之	四国新聞社編集局長兼論説委員長
	こん どう すず よ 近 藤 涼 代	三豊市明るい選挙推進協議会委員
	つ やま かつ よし 津 山 勝 義	香川県公民館連絡協議会副会長
	なか はし え み こ 中 橋 恵美子	NPO 法人わははネット理事長
	まえ だ まさ ひろ 前 田 政 裕	瀬戸内海放送報道クリエイティブユニット 統括マネージャー
	み まや 御 厩 み き	栗林校区婦人会副会長
	よこ い 横 井 すずか	香川大学教育学部学生
	よね だ のり こ 米 田 典 子	三木町明るい選挙推進協議会委員

任期：令和3（2021）年2月1日～令和5（2023）年1月31日

香川県明るい選挙推進協議会における会議資料・会議録の公表方法等

令和元年度協議会決定

1. 公表方法

会議終了後、香川県選挙管理委員会のホームページに掲載することにより公表する。

2. 公表内容

(1) 会議資料

原則として当日配付した資料の全てを公表する。

(2) 会議録

各議題における審議内容等について、概要を記載したものを公表する。ただし、各委員の発言について、発言者の氏名は記載しないものとする。